

# 04

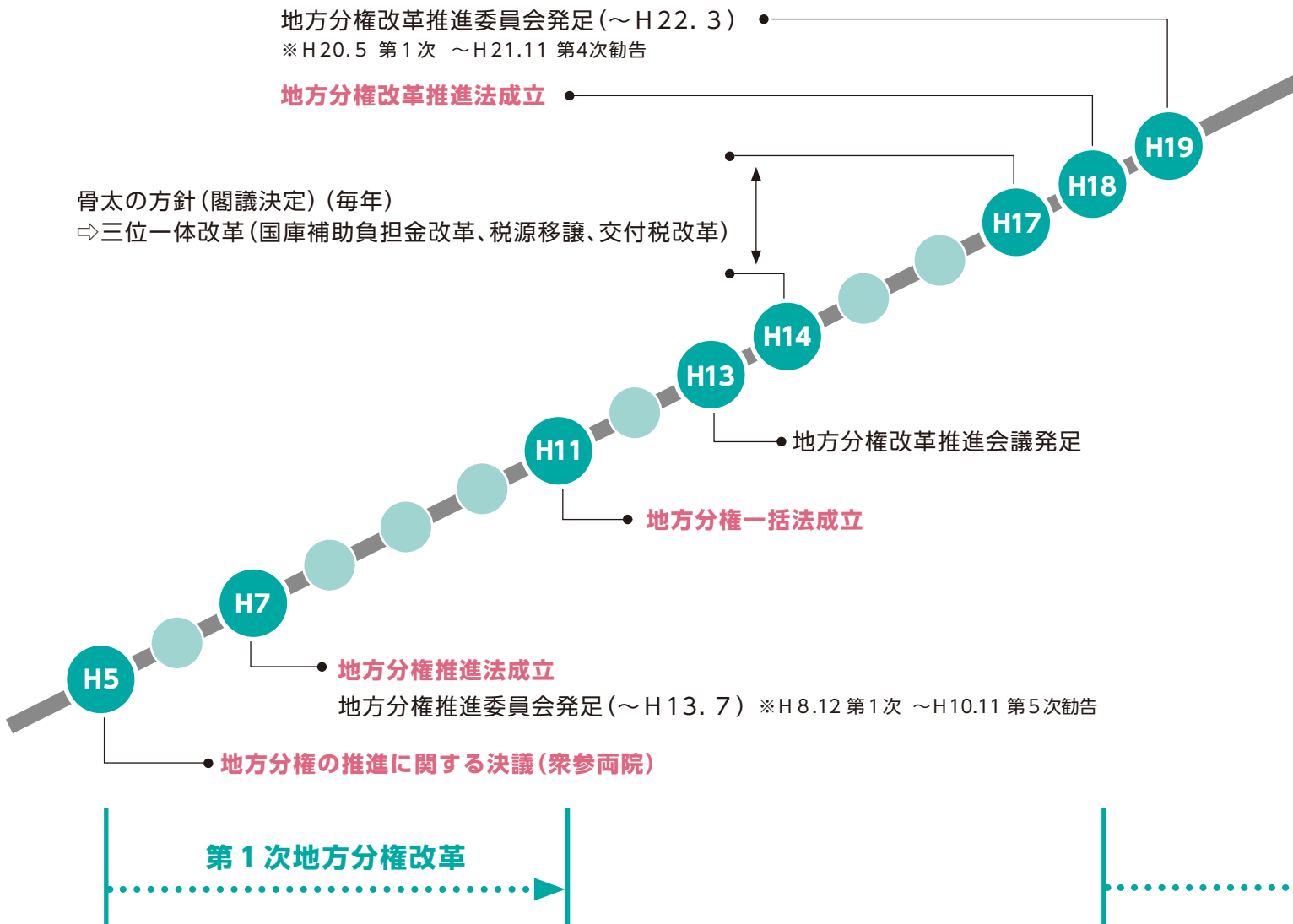
## 地方分権改革・提案募集方式の参考情報

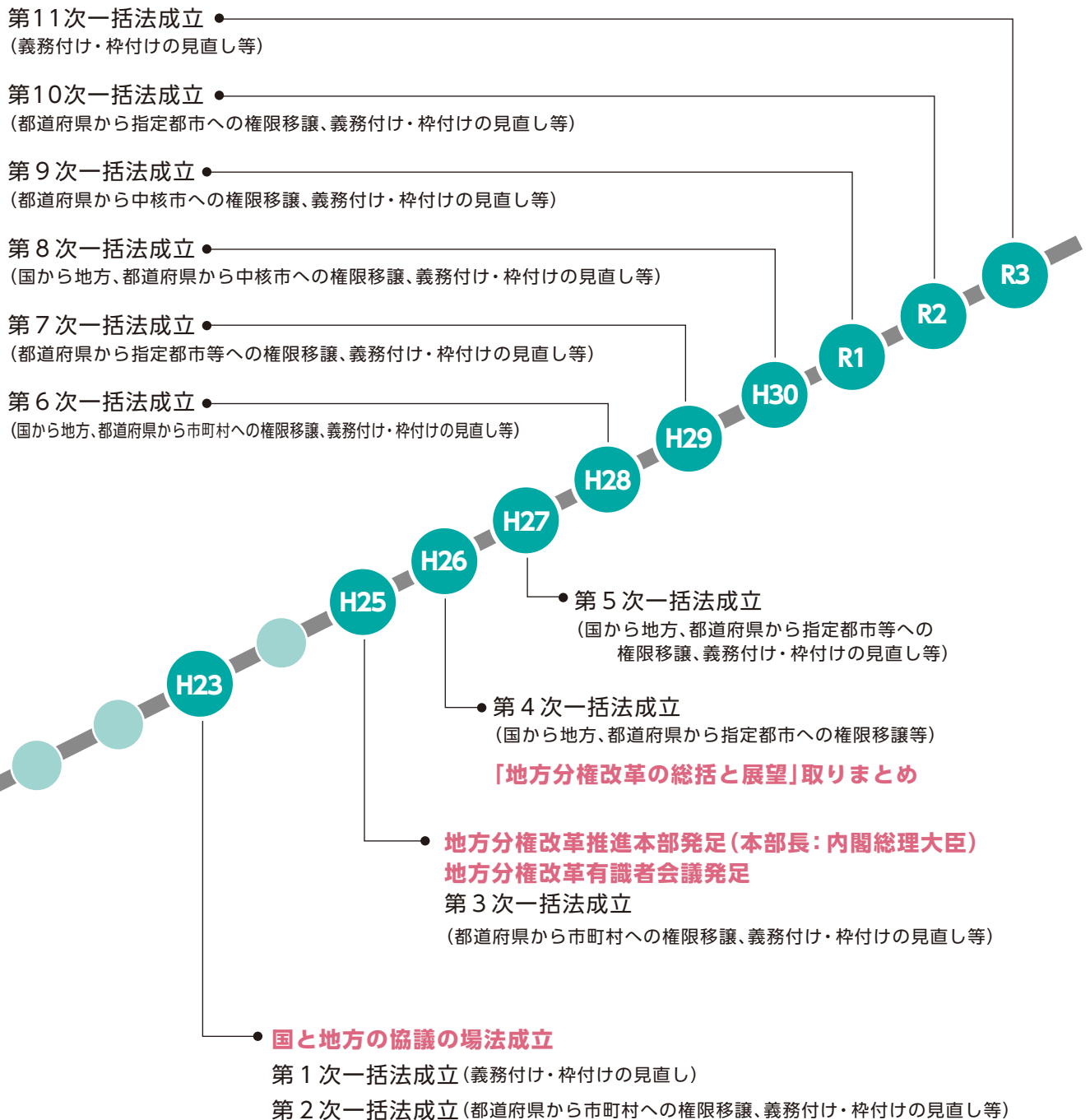
### 1

### 地方分権改革のあゆみ

#### 第1次地方分権改革の概要

- **機関委任事務制度の廃止と事務の再構成**  
機関委任事務制度とは、都道府県知事や市町村長を国の機関として国の事務を処理させる制度
- **国の関与の新しいルールの創設**  
国の関与の法定化など
- **権限移譲**  
国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲
- **条例による事務処理特例制度の創設**  
地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度





### 第2次地方分権改革の概要

- 地方に対する規制緩和  
(義務付け・枠付けの見直しなど)
- 国から地方への事務・権限の移譲
- 都道府県から市町村への  
事務・権限の移譲など

### 提案募集方式の概要

- 個性を活かし、自立した地方をつくる
- 委員会勧告方式に代えて、地方の発意に根ざした新たな取組として、個々の地方公共団体等から提案を募集し、提案の実現に向けて検討

## 第2次地方分権改革

### 提案募集方式(H26~)

## 2 提案募集方式のこれまでの実績

### ① 実現に至った提案例

#### (1) 提案どおりに実現

CASE  
1

#### 放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の見直し

<提案団体> 全国知事会／全国市長会／全国町村会等 (のべ145団体)

法律改正  
(平成29年の事例)

放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の資格と員数については、国の基準に従い条例で基準を定めることとされていましたが、児童福祉法が改正され、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に見直され、国の基準を十分参照した上で、市町村の責任において地域の実情に合った基準を定めることが可能になりました。

従うべき基準を参酌化したことで、市町村の責任において質を確保しつつ、地域の人材を放課後児童支援員として活用したり、利用児童の数や開設場所等の運営状況に応じて人員体制を工夫するなど、地域の実情に応じて柔軟に事業を運営することが可能となり、放課後児童クラブの継続的・安定的な運営につながることで期待されます。

#### 提案実現前

##### 放課後児童クラブの従業者(=放課後児童支援員)の資格と員数が「従うべき基準」として規定されている

大都市でも過疎地でも全国一律で、必ず国の基準に合わせなければならない

資格	保育士等の基礎資格＋一定の研修受講
員数	支援の単位 (おおむね40人以下)ごとに2人以上

#### 支障

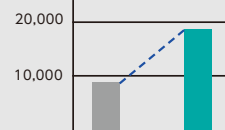
##### 放課後児童クラブのニーズは増加、その一方で地方では人材確保が難しい

##### 放課後児童クラブの継続的・安定的な運営が困難

資格	子育て経験が豊富な方も、国の基準に該当し、都道府県知事等の実施する研修を受講しなければ放課後児童支援員になることができない
員数	利用児童数が多い場合でも少ない場合でも、一律に放課後児童支援員等を2人以上配置する必要

##### 待機児童数の推移

平成25年 8,689人  
平成30年 17,279人



#### 見直し

#### 提案実現後

##### 地方の創意工夫を活かすために「従うべき基準」を参酌化

国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定められる

#### 効果

- 国の基準には該当しないが、市町村長が適当と認めた方が放課後児童支援員になることが可能に
- 利用児童の数や開設場所など、地域におけるクラブの運営状況に応じて、必要な人員体制を市町村自らが定めることが可能に

市町村の責任において質を確保することを前提に地域の実情に応じた運営の工夫ができる

## (2) 提案の一部が実現、当初とは異なる形で決着

CASE  
2

### 市町村水道事業の認可・監督権限の都道府県への移譲

<提案団体> 福島県/愛知県/大阪府/和歌山県/鳥取県/広島県/中国地方知事会

政令改正  
(平成26年の事例)

業務の監視体制や重要施策(耐震化、長期的視点での資産管理等)の実施状況に都道府県間ではばらつきがあり、一律の権限移譲は困難であったことから、手挙げ方式(希望する地方公共団体に選択的に移譲)を導入しました。

#### 提案実現前

水道事業の認可・監督権限が国と都道府県に分離  
(カッコ内は平成24年度の認可対象事業者数)

給水人口5万人超	国 (約400 <sup>(※)</sup> )
給水人口5万人以下	都道府県 (約7,000)

※水利調整を要しない水道事業は全て都道府県認可

支障

都道府県内の水道事業の  
一体・広域的監督が困難



見直し

#### 提案実現後

水道事業基盤強化計画(仮称)を策定し、  
業務の監視体制を十分に整える都道府県に対し権限移譲(手挙げ方式)

給水人口5万人超	水利調整が必要	国 (約100)
	都道府県内で水利調整が完結 <sup>(※)</sup>	希望する都道府県(手挙げ方式) (移譲対象となり得るもの: 約300)
給水人口5万人以下		都道府県 (約7,000)

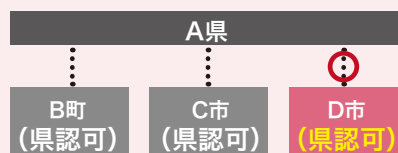
※ 都道府県が経営主体であるものは移譲対象外

※ 都道府県内で水利調整が完結しない水道用水供給事業から受水する水道事業は、当該水道用水供給事業との事業統合を行うことを上記計画に盛り込んだ場合に移譲対象となる

効果

都道府県主導で各水道事業に共通の  
以下のような課題を解決

- 水需要の減少に伴う経営合理化
- 老朽化施設の更新・耐震化



(3) 現行の規定で対応可能であることを通知により明確化

CASE  
3

里帰り出産等に際しての一時預かり事業の利用に係る条件の明確化

<提案団体> 鳥取県／日本創生のための将来世代応援知事同盟

通知  
(令和元年の事例)

里帰り出産等の際に里帰り先で一時預かり事業を利用しようとした場合、地方公共団体の児童福祉法の解釈によっては、住所地の保育所等を退所するよう求められることがあるという支障について、提案団体が事例を用いてわかりやすく主張したことに加え、提案実現の効果についても、地方公共団体にとってのメリットだけでなく、利用者が保育所等を退所せずに利用できるといった利用者目線のメリットを示すことができました。

提案実現前

里帰り先の市町村で一時預かり事業を利用する場合、  
住所地の市町村の保育所等を退所する必要があるのか不明確

「一時預かり事業の対象児童」とは：主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、または在籍していない乳幼児

支障

住所地の保育所等を退所するよう求められることがあるが、出産後再度入園できるとは限らないため、里帰り先で一時預かり事業を利用しにくい

見直し

提案実現後

住所地の市町村の保育所等を退所しなくても、  
里帰り先の市町村において一時預かり事業を利用できること等を明確化

効果

- 退所しなくても利用でき、保護者の心理的負担が軽減
- 里帰り出産も選択肢の一つとなり、子育て世帯のニーズに対応

## ② 実現に至らなかった提案例

地方から受け付けた提案の中には、実現しなかった提案もあります。地方側に意見の相違があり結論を得ることが困難であった、地方分権の視点だけでは実現が困難だったことなどが理由となっています。

提案年	権限移譲 or 規制緩和	提 案	備 考
<b>(1) 地方側で意見に相違があり、結論を得ることが困難であった提案</b>			
H26	権限移譲	自衛隊に対する災害派遣の権限の都道府県知事から市町村長への移譲	知事会と市長会で意見の相違あり
H29	権限移譲	生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限の都道府県から指定都市への移譲	都道府県と指定都市で意見の相違あり
<b>(2) 地方分権の視点だけでは実現が困難な提案</b>			
H29	規制緩和	期日前投票所の閉鎖時刻の繰上げ	すべての期日前投票所の終了時刻の繰上げを可能とすることについては、有権者の投票機会を狭める事態につながるおそれがあることから、慎重な検討が必要である。
H30	規制緩和	工事または製造の請負に関し、随意契約ができる金額の見直しを求める提案	機会均等、公正性、経済性の観点から慎重な検討が必要であり、対応困難
<b>(3) 影響が大きく、支障事例の整理や提案実現に伴うデメリットの克服などがさらに必要であり、短時間で結論を得ることが困難であった提案</b>			
H26	規制緩和	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	災害上危険な区域であれば、住居についても安全な地域への移転に努めるべきと考えられ、また、施設や住居を合わせて移転することがまちづくりの観点から望ましいと想定されることなどの問題点があると考えられている。
H30	規制緩和	建築主事の資格要件に二級建築士を加えるよう求める提案	必要な知識や技能が担保されず、建築物の安全性を正確に判断できないおそれがあることから、対応困難

CASE  
4

### 自営業者の子どもに係る保育認定基準の明確化等

<提案団体> 新篠津村

#### 提案の概要

##### 市町村は子どものための教育・保育給付にあたって、保育の必要性の認定を行わなければならない

保育の必要性の認定は、内閣府令や通知による留意事項を踏まえ、保護者の就労状況等に応じて、市町村の判断により行う

⇒ 自営業の子どもの認定に際する全国の事例やモデルケースの周知を求める



実現に至らず

保育の必要性の認定は市町村の判断により行えるが、国からモデルケースなどを示した場合に「示された事例以外の状況の場合には認定できない」といった誤解を生む可能性があり、かえって市町村の裁量を狭めてしまうおそれがある

③ 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に関係府省と調整するとされた提案例

過去の提案の中には、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に関係府省との調整の対象とすることとされた提案があります。直近の閣議決定で見直しが見直されている制度に関する提案や、制度改正等による効果や現行制度の支障等を具体的に示せなかった提案があてはまり、調整の対象外となります。

ただし、これらは改めて具体的な支障事例等が示された場合は調整の対象となります。例えば、以下の案件のとおり、平成30年の提案においては、実際にどのような支障が生じているのかが具体的に示されていませんでしたが、令和2年の提案においては、「複数の事業所が休止している」という具体的な支障事例が示されたため、調整対象となりました。

CASE  
5

訪問看護ステーションの看護師等の人員に関する基準の見直し

<提案団体> 鳥取県

現 状

都道府県は、訪問看護ステーションに置くべき看護師等の員数の基準を、厚生労働省令で定める基準に従い、条例で定めなければならない

【厚生労働省令で定める基準】

常勤換算で2.5人以上

支障・  
検討結果

<平成30年の提案>

- 中山間地域の事業所をはじめとして、所定の人員を確保するのが難しいケースがある
- ⇒ 具体的な支障事例が示されなかったことから「改めて支障事例が具体的に示された場合等に関係府省と調整する提案」として整理

<令和2年の提案>

- 人員基準を満たせないことにより、県内で複数の事業所が休止している
- ⇒ 具体的な支障事例が示されたことから「内閣府と関係府省との間で調整を行う提案」として整理

見直し

対応方針

- 「従うべき基準」を見直すことについて検討 ※令和4年度中に結論を得る
- 当面の措置として、介護サービスの確保が著しく困難である地域等における特例制度\*について、市区町村の活用に資するよう、市区町村の意向を踏まえた対象地域の追加指定等を実施

\*特例制度：「特例居宅介護サービス費(指定居宅サービス等の確保が著しく困難である離島等(厚生労働大臣が定める地域)の被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス等を受けた場合(市区町村が必要と認める場合に限り)に受給できるサービス費)」を措置すること

効 果

利用者への安定的な介護サービスの提供を確保

人員基準を満たせないことによる訪問看護ステーションの廃止・休止を防ぐ



# 3

## 提案までの手続

提案団体が地方分権改革に関する提案を行う前に、内閣府に事前相談を行っていただく必要があります。

